5. 税金(ぜいきん)について

●市民税(しみんぜい)・県民税(けんみんぜい)

- ・払(はら)わなければならない人(ひと)は、毎年(まいとし)1月(がつ)1日(にち)時点(じてん)で、上尾市内(あげおしない)に住(す)んでいて、前(まえ)の年(とし)の1月(がつ)~12月(がつ)に所得(しょとく)のあった人(ひと)です。
- ・ただし、外国人住民(がいこくじんじゅうみん)で日本(にほん)での滞在(たいざい)が短期間(たんきかん)※の場合(ばあい)は、税金(ぜいきん)がかかりません。

※約(やく)3カ月(げつ)以内(いない)

●軽自動車税(けいじどうしゃぜい)

・毎年(まいとし)4月(がつ)1日(にち)時点(じてん)で、バイクや軽自動車(けいじどうしゃ)を持(も)っている人(ひと)が払(はら)います。

●税金 (ぜいきん) を払 (はら) うときは

- ・税金(ぜいきん)は、銀行(ぎんこう)の口座振替(こうざふりかえ)、電子(でんし)マネー、窓口納付(まどぐちのうふ)で払(はら)うことができます。
- ・税金(ぜいきん)のお知(し)らせが来(き)たら、必(かなら)ず期限(きげん)までに払(はら)いましょう。